

～新成人の皆さんへ～ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。

また、遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

★「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(就業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

★「若年者納付猶予制度」

学生でない30歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

国民年金のご相談・手続き等については町または年金事務所までお問い合わせください。

お問い合わせ先

津山年金事務所 国民年金課 電話(0868)31-2363
鏡野町 住民税務課 年金係 電話(0868)54-2985

交通遺児等育成資金貸付のご案内

自動車事故により死亡された方、又は重度の後遺障害になられた方のお子様(0歳から中学生まで)に対して次の条件で「無利子」の育成資金をお貸ししています。

- 貸付申込者 お子様を扶養している保護者
- 貸付金額 (お子様一人につき) 155,000円
貸付期間中(毎月) 20,000円
小中学校入学時に入学支度金 44,000円
- 貸付期間 貸付が決定した月から中学校卒業の月まで
- 返還期間 貸付期間終了後、6ヶ月または1年据え置いてから月賦等による20年以内の均等払いで変換。ただし、高校、大学等へ進学した場合、在学中は返還猶予

重度後遺障害者介護料支給のご案内

自動車事故によって頭部、脊髄又は胸腹部臓器に損傷を受け、重度の後遺障害を遺し、常時、又は随時介護を要する方へ次の要領で介護料を支給しています。

- 受給資格者 自賠責認定通知書が一級一号・二号、又は二級一号・二号の方(平成14年3月31日以前については、一級三号・四号、又は二級三号・四号の方)、及びこれと同等であると機構が判断した方
- 申請者 受給資格者の法定代理人又は扶養している方
- 介護料 月額29,290円～136,880円の範囲で症状に応じて支給
- 支給期間 申請書類を受理した月から介護料を支給する事由が消滅した月まで

お問い合わせ先

岡山市北区青江一丁目22-33 独立行政法人自動車事故対策機構岡山支所
電話 086-232-7053